

広島市告示第516号
令和2年12月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スパーク江波店
 - (2) 所在地 広島市中区江波二本松二丁目1182番地49ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
有限会社江波興産
代表取締役 金光 秀起
広島市中区江波二本松二丁目7番48号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和2年11月27日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年12月2日から令和3年4月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年4月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
有限会社江波興産	代表取締役 金光 謙治	広島市中区江波二本松二丁目 7番48号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
有限会社江波興産	代表取締役 金光 秀起	広島市中区江波二本松二丁目 7番48号	平成24年3月1日 代表者変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目 17番37号	
有限会社ネクサス	代表取締役社長 日野 弘	広島市佐伯区五日市中央五丁目 13番31号	
立川 百合子		広島市中区江波西一丁目26 番11号	平成27年1月31日 退店

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目 17番37号	
有限会社ネクサス	代表取締役社長 日野 源太郎	広島市中区十日市町二丁目7 番24号	平成27年5月7日 代表者、住所変更